主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意のうち、憲法一四条違反をいう点は、本件速度違反自動監視装置による速度違反車両の検挙について何ら不当な点は認められないから、所論は前提を欠き、その余は、単なる法令違反の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よって、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成五年一二月一〇日

最高裁判所第二小法廷

平		良	崎	木	裁判長裁判官
郎	次	敏	島	中	裁判官
也		勝	西	大	裁判官